

「金融監督等に当たっての留意事項について 事務ガイドライン 第一分冊：預金取扱い金融機関関係」新旧対照表

改正案	現 行
<p>1 - 6 - 4 銀行とその証券子会社等との関係について</p> <p>(1) <u>証券取引法及び外国証券業者に・・・</u></p> <p>(2) <u>銀行等がその関係証券会社との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務または税務に関する業務（以下、本項において「内部管理に関する業務」という。）について証券会社の行為規制等に関する命令第12条第7号または第8号に規定する行為を行う場合には、当該関係証券会社が証券取引法第45条但し書の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係証券会社との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係証券会社にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</u></p> <p><u>統合する内部管理に関する業務について、銀行等が実質的な管理・監督を行わないまま関係証券会社へその遂行を任せる状態を防止するため、当該内部管理に関する業務にかかる銀行等と関係証券会社との間の権限及び責任の分担、並びに、銀行等における当該内部管理業務を担当する取締役等（外国銀行支店にあつては支店長、及び副支店長、管理本部長等当該銀行等の営業部門及び当該関係証券会社から独立し、当該内部管理に関する業務の責任者として相応しい者。以下「担当取締役等」という。）及び当該業務の担当者（関係証券会社の当該業務の従業員を兼職している者を含む。）の権限・責任の範囲が、職務規定や組織規定等において明確になっているか。</u></p>	<p>1 - 6 - 4 銀行とその証券子会社等との関係について</p> <p>証券取引法及び外国証券業者に・・・</p> <p>(新規)</p>

改正案

現行

銀行等が内部管理に関する業務についての管理責任を果たすための組織及び人的構成に関して、以下のような管理態勢の整備が図られているか。

- 担当取締役等は、銀行等における内部管理業務の担当者に対する監督等を通じて、業務の状況を的確に把握し、その適切な遂行を確保する責務と権限を有するとともに、当該銀行等の取締役会等(外国銀行支店にあっては本店における自己の職務関係上の上位者または当該内部管理に関する業務の責任者を含む。以下、「取締役会等」という。)や監督当局に対して適切な報告・説明を行う権限及び責任を有しているか。
- 担当取締役等による営業部門に対する牽制機能が機能しない可能性がある場合には、牽制機能の実効性を確保するための措置が取られているか。例えば、外国銀行支店長が個別の営業部門の役職を兼ね又は実質的に従事している場合に、支店長とは別に管理業務を統括する責任者を営業部門から独立して設置し、当該責任者が支店長に対する報告に加えて取締役会等に対しても直接報告する態勢をとっているか。
- 牽制機能の実効性の確保を目的として関係証券会社との合議機関等を設置することが選択されている場合については、当該合議機関における意思決定についての担当取締役等の職責や銀行等の関与が形骸化していないか、合議機関が営業推進の目的に利用されるなど牽制機能の実効性が損なわれていないか、に特に留意する必要がある。例えば、その防止のための措置として、当該合議機関の目的及び手続(決議方法、議事録の作成を含む)各構成員の権限と責任が明確になっているか。

なお、信託銀行については、上記及びに加えて、内部管理に関する業務の運営の適切性、健全性が確保され、かつ信託業務運営の健全性が確保される場合には、事務ガイドライン3-2-4の規定にかかわらず、当該業務を行うことができるものとする。

改正案	現行
<p><u>また、監督上必要な場合には、法第24条第1項又は法第52条の15第1項に基づいて当該銀行等に対して以下の点について報告及び資料提出を求めるほか、必要があると認めるときは、法第24条第2項又は法第52条の15第2項に基き、当該銀行等の子会社たる証券会社に対しても報告徴求を行うこととする（外国銀行支店にかかる関係証券会社を除く。ただし、外国銀行支店に係る外国銀行と特殊の関係（令16条）のある証券会社については、法第48条第2項に基き、当該外国銀行支店に対して報告徴求できることに留意。）。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該内部管理に関する業務等の実施についての方針及び手続 ・担当取締役等当該内部管理に関する業務に従事する者の権限・事務分掌 ・その他各種規定の整備状況 ・当該内部管理に関する業務実施にかかる人員・組織の状況等 <p>（注）銀行等とは、普通銀行、外国銀行支店、銀行持株会社、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫連合会、労働金庫連合会、信用共同組合連合会、農業共同組合連合会、漁業共同組合連合会、水産加工業共同組合連合会、農林中央金庫をいう。</p>	<p>（注）銀行等とは、普通銀行、外国銀行支店、信託銀行、長期信用銀行、信用金庫連合会、労働金庫連合会、信用共同組合連合会、農業共同組合連合会、漁業共同組合連合会、水産加工業共同組合連合会、農林中央金庫をいう。</p>
<p><u>1 - 6 - 6 外国銀行支店による業務提供関係会社への業務の委託について</u> <u>外国銀行支店がその業務を、証券会社に関する命令15条3号及び18条3号に規定する者（以下本項において「業務提供関係会社」という。）に委託する場合には、銀行業務の健全かつ適切な運営の確保の観点から、以下の点に留意する必要がある。</u></p> <p><u>（1）委託業務の範囲は、銀行の業務に係る事務のうちその業務の基本にかかるとのしないものに限定されているか。その上で、基本に係らない業務を委託する場合であっても、当該業務が銀行業の遂行に密接に関連する業務であることに鑑み、業務委託に伴う情報管理上のリスク及びオペレーティングリスク並びに業務提供関係会社の業務遂行能力及び管理態勢等、委託業務の妥当性及び委託先の適切性を委託に際して十分に検討することが必要。</u></p>	<p>（新規）</p>

改 正 案	現 行
<p><u>(2) 当該委託業務に関する規制上の責任は、当該業務提供関係会社による業務遂行に起因するものであっても、当該外国銀行支店にあることに留意する。したがって、当該委託業務に係る当該外国銀行支店による監督当局への対応を的確に実施するため、当該委託業務に係る責任者の設置や業務提供関係会社に対する管理態勢の整備が図られていることが必要。</u></p>	